

平成 30 年第 2 回津南町議会定例会会議録

(7 月 20 日)

招集告示年月日		平成 30 年 7 月 9 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 30 年 7 月 18 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 30 年 7 月 20 日 午後 0 時 00 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半 戸 義 昭	応・出	8 番	津 端 眞 一	応・出	
	2 番	村 山 道 明	応・出	9 番	大 平 謙 一	応・出	
	3 番	石 田 タ マ エ	応・出	10 番	河 田 強 一	応・出	
	4 番	風 卷 光 明	応・出	11 番	藤 ノ 木 浩 子	応・出	
	5 番	筒 井 秀 樹	応・出	12 番	吉 野 徹	応・出	
	6 番	栞 原 洋 子	応・出	13 番	恩 田 稔	応・出	
	7 番	中 山 弘	応・出	14 番	草 津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者	
	町 長	桑 原 悠	○	税務町民課長	高 橋 隆 明	○	
	副 町 長	小 野 塚 均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	村 山 詳 吾	○	
	教 育 長	桑 原 正	○	建設課長	柳 澤 康 義	○	
	農業委員会 長			教育委員会 教育次長	上 村 栄 一	○	
	監 査 委 員	藤 ノ 木 勤	○	会計管理者	板 場 康 之	○	
	総 務 課 長	根 津 和 博	○	病院事務長	桑 原 次 郎	○	
	福 祉 保 健 課 長	高 橋 秀 幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	高 橋 昌 史	班長	石 沢 和 也	
会議録署名議員		6 番	栞原洋子		12 番	吉野 徹	

〔付議事件〕

(7月20日)

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第2 | 議案第41号 | 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | | |
| 日程第4 | 議案第42号 | 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第43号 | 津南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第44号 | 津南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について（旧大船町営住宅解体工事） |
| 日程第8 | 議案第46号 | 平成30年度津南町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第47号 | 平成30年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第48号 | 平成30年度津南町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第49号 | 平成30年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第50号 | 平成30年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 請願第2号 | 「中条第二病院・老健きたはら」の存続を求める意見書及び要請書の提出の請願 |
| 日程第14 | 発議案第4号 | 「中条第二病院」の存続を求める意見書及び要請書の提出について |
| 日程第15 | 請願第3号 | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願 |
| 日程第16 | 発議案第5号 | 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について |
| 日程第17 | 議員派遣の件 | について |
| 日程第18 | 議会運営委員会 | の閉会中の継続調査及び審査について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（草津 進）

報告第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、平成 29 年度津南町一般会計補正予算（第 11 号）において御承認いただきました繰越明許費の計算書の報告であります。

細部につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく申し上げます。

地域振興課長（村山詳吾）、建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終了いたします。

日 程 第 2

議案第 41 号 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 3

議案第 42 号 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 41 号及び議案第 42 号について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 41 号及び議案第 42 号を一括して説明申し上げます。介護保険法施行規則の改正により、国が定めているそれぞれの基準が一部改正されたことにより、関係する条例を改正するものであります。

細部につきましては、福祉保健課長が説明しますので、よろしく願いたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

1 点、お伺いします。議案第 41 号の中で「介護職員の初任者研修課程を修了した者に限る」ということが盛り込まれたということなのですが、この研修というのは、例えば、ヘルパーサービスがありますが、ヘルパーさんの資格と比べてどうなのでしょう。同等のものなのか、そこら辺の基準といいますか、教えていただけますか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今回のこの改正につきましては、訪問介護員になるその研修課程が、介護職員初任者研修課程をとというのがありまして、それに限るということになっています。というのは、このほかに生活援助の中心型サービスというものがこの 4 月からできまして、

介護福祉等が身体介護を中心に行うわけでございますけれども、生活援助中心型につきましては、生活援助中心型のサービスを行う者が担うということで、こういった方は訪問介護員に当たらないと、含めないということで、介護職員の初任者研修課程を修了した者に限ると。だから、この初任者研修過程の内容につきましては、従来と全く変わっておりません。ただ、その生活援助中心型の研修を行った者は訪問介護員には含めないということで、ここで「限る」ということで改正がされたものです。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

まだちょっとよく分からないのですが、訪問介護のヘルパーさんの資格のある方と同じくらいのレベルの研修なのかというところなのです。今、お聞きすると、生活援助の研修を受けた方は、地域密着型の訪問介護はできないということですよね。そう課長は今おっしゃったと思うのですが、ということは、今 1 級、2 級というヘルパーさんの資格がある人は、この地域密着型の訪問介護はできないということになりますか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

すみません。そういうことではなくて、今 1 級、2 級がある人はそのままできるのです。従来どおりにできます。ただし、身体介護ですとか、生活援助中心にされる方も、こういったサービスの中に含めようという国の。いろんな方から入っていただかないとなかなか訪問介護も困るので、そういった生活援助中心型の研修課程を修了した人も介護サービスを担っていただくのですけれども、この訪問介護員の中には、そういった生活援助の方は含めないということで、介護職員の初任者研修課程、今までと変わらない研修課程の内容の方だけ訪問介護員はなりますよと。従来どおりと同じサービスですよということなのです。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

介護施設の職員さんもいろいろ出入りが多いというようなことも聞いています。訪問などは特に人がその家庭に一人で入るわけなので、やっぱり必ず研修が必要だとは思いますが、ヘルパーさんと同等の研修を受けるといふふうに理解していいのでしょうか。

議長（草津 進）
福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

この介護職員の初任者研修過程は、全く従来と変わっていないのです。ただ、従来は、政令で定めるものとしていたので、その政令で定めるものの中に生活援助中心型の方も入るので、その方は、そういった訪問介護員にはなれませんよと、できませんよということで、初任者研修過程を終了した人に限りますよという意味なのです。だから、全く研修課程が変わったとかそういうことではなくて、新しいサービスを担う人ができたのですけれども、そういった方は訪問介護員にはできませんよということを行っているのです。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—
質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議案第 41 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 41 号について採決いたします。

議案第 41 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 42 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 42 号について採決いたします。

議案第 42 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 4

議案第 43 号 津南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 43 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布された

ことにより、条例を改正するものであります。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

以前にもこの議案には反対したような気がしているのですが、国は、公立のこの認可保育所を造るときの補助金を廃止したわけですね。市町村が保育を実施するという、その義務を果たしたくても果たせないという、今まさに津南町はそういう事態に直面していると思うのですが、公的保育が国においては非常に後退し、解体していく道を開いたと、私はそういうふうに思っているのです。市町村の責任として、家庭的保育事業など必要な保育をする措置を取らなければならないという、この新しい子育て新システムに変わったわけなのですが、津南町として、この家庭的保育事業等が本当に必要だと思われますか。私は、公的保育をきちんと充実させていくことが今こそ求められていると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（草津 進）

教育長。

教育長（桑原 正）

こうした法は、この問題に限らず、全国一律に全国津々浦々まで統一するというのがこれまでも基本だったようでございます。この保育所、保育の問題もやはりそうあります。多少個人的な見解が入りますけれども、津南町の実態には、新制度は合っていない部分がたくさんあると感じております。ですから、これが津南町でもできるということで法規定しているわけですが、手を挙げる事業所があるかどうかということになりますと、当町の場合は可能性が薄いかと思います。そうしますと、今、議員がお尋ねのように町立保育園しかないわけですので、ここをいかに充実させるかという大きな課題になってくるということです。ただ、そうだからといって、津南町だけは法整備をしなくていいということにはならないということだと思います。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

それでは、ちょっと中身をお聞きしたいのですが、家庭的保育事業、この代替保育が提供される場合は、小規模保育事業 A 若しくは B となっているのですが、家庭的保育事業をするに当たっては、代替保育をする、その連携する施設がなければだめだということになるのでしょうか。

それと、調理の設置義務があるのだけれども、5 年以内が 10 年に延期された。5 年でできなかつたら、10 年でもいいよというこの規制緩和。私は、規制緩和というのは本当に大嫌いなのですが、規制緩和で本当にこの事業が充実していくと思っていられないか。

それから、もう 1 点は、一番最後の 6 ページの一番上、「保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者」ということなのですが、そうすると、全くの素人の方はだめということになるのか。それと、具体的に保育士と同等の知識の方というのは、どういう研修と資格があればいいのか、お聞きいたします。

議長 (草津 進)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

それでは、1 点目の代替保育の事業所の指定でございますけれども、それは議員のお見込みのとおりでございます。

2 点目につきましては、家庭的保育事業の調理を 10 年まで延ばしてもどうなのかというところなのですが、家庭的保育事業につきましては、要は、調理についても連携ができるということであつておりますので、連携ができる事業者があれば、連携を取ってもらって差し支えないというところでございます。

最後の 6 ページの「保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者」につきましては、特に第 6 条では、ここに限定されておりますので、所定の研修を受けるとか、そういった規定は盛り込まれていないわけございまして、知識・経験を有するとなりますと、無資格の方でもある程度の保育所の職員としての経験を積んで、町長が認めると判断すれば該当すると思えます。

議長 (草津 進)

11 番、藤ノ木浩子議員。

(11 番) 藤ノ木浩子

保育所で経験を積んでいけばいいと。今、実際には、津南町の保育所でも臨時職員の方は資格のない方もかなり大勢いらっしゃいますし、そこで経験をしたような方であればいいという意味なのですね。そうすると、前も聞いたかもしれませんが、今の町の公的保育の臨時職員の方も家庭的保育事業でこういうふうに「保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める」となっているのです、臨時職員の方も「町長

が認める」というここに値するのかどうか。いかがでしょうか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

言葉足らずですみません。整理してお伝えしますが、ここの第6条につきましては、例えば、資格のある保育士が一人いまして、もう一人追加する場合の規定でございます。先ほど言いましたように「保育士と同等の知識及び経験を有する者で町長が認める者」でございまして、先ほど議員がおっしゃったように、例えば町の今の臨時保育士さんで、資格はないがある程度経験を持っているという方は該当になります。前段から申し上げています家庭的保育事業等、これは今、小規模保育事業所 A 型と保育所型事業所内保育事業所についての限定でございます。先ほど言いました家庭的保育事業というのは、また別にそういった事業所が規定されてあるものですから、家庭的保育事業に規定される保育士というのは、資格を持った保育士ではなくて、ある程度その研修を受けた方又はある程度の経験を有する方という二つの規定を盛り込んでおりますので、その点については、補足説明させていただきます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 43 号について採決いたします。

議案第 43 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 44 号 津南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことにより、条例を改正するものであります。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

この放課後事業健全育成事業の職員の規定なのですが、10 項が加わって、職員の配置については厳しくなったと捉えていいのでしょうか。資格なり経験のない人は雇えないということになるのでしょうか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

対象範囲が拡大されたとして解釈してよろしいかと思います。改正前は、9 号までありまして、その第 9 号が「高等学校卒業等であり、かつ 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」ということでございます。その部分は、「2 年以上」という規定の中に、今度は「5 年以上従事した者」というのが加わったということでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 44 号について採決いたします。

議案第 44 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 45 号 工事請負契約の締結について（旧大船町営住宅解体工事）

議長（草津 進）

議案第 45 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、旧大船町営住宅解体工事に係る工事請負契約の締結であります。7月6日に制限付一般競争入札を執行いたしましたので、請負業者と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、建設課長が説明しますので、よろしくお願いたします。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

8番、津端眞一議員。

（8番）津端眞一

今、落札率を聞いてびっくりしたのですけれども、100%に近いなど。それと、古い建物なので、アスベストがあったのかなかったのか、その辺を教えてください。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

アスベスト含有につきましては、過去の資料を提出する確認の報告資料がなかったもので、現在、事前調査を。こちらでも大気汚染防止法も改正されておって、取り壊しにつきましては事前調査せよというのが強化されました。現在、内装材、天井、外壁、浴室等々の試供体を取りまして、調査中でございます。したいがままに、その結果、今の積算の内容につきましては、アスベストは入っていないという工事内容で積算しておりまして、もし、そこであるようであれば、それなりの防音シートから飛散防止シート、こちらでも二重の対策等も必要になるかと思っております。したいがままに、アスベストが入っているという報告であれば、工事費の変更並びに工事日数等も増えていくということで、一応計画といいますか、考えております。そうなりますと、変更につきましては、全員協議会で皆様にお知らせしたり、議会承認で変更工事請負契約ということになるかと思っております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 45 号について採決いたします。

議案第 45 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 46 号 平成 30 年度津南町一般会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 8

議案第 47 号 平成 30 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 9

議案第 48 号 平成 30 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 10

議案第 49 号 平成 30 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 11

議案第 50 号 平成 30 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（草津 進）

議案第 46 号から議案第 50 号まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 46 号から議案第 50 号まで一括して説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、ふるさと支援まちづくり基金繰入金金の増、前年度繰越金の増、コミュニティ助成(財)自治総合センター交付金の増、過疎債の増。歳出で、視察等自動車借上料の増、測量業務委託費の増、コミュニティ助成事業補助金の増などがあります。

税務町民課関係では、県町民税等還付金の増などがあります。

福祉保健課関係では、歳入で、国及び県の障害者医療費負担金の増、障害者総合支援事業費補助金の増。歳出で、育成医療費の増、自立支援給付支払等システム事業の増、介護保険特別会計繰出金の増、クアハウス津南修繕料の増などがあります。

地域振興課関係では、歳入で、豊かで快適な雪国づくり推進事業補助金の増。歳出で、町単基盤整備事業補助金の増、山伏山水源地修繕料の増、観光施設修繕料の増、マウンテンパーク津南圧雪車購入費の増、大地の芸術祭事業の増などがあります。

建設課関係では、歳出で、簡易水道特別会計繰出金の増、町道物件補償料の増などがあります。

教育委員会関係では、歳入で、国及び県の文化財保護費補助金の増、社会教育費補助金の増、教育費補助金の増、教育費寄附金の増。歳出で、北部保育園修繕料の増、広域入所委託料の増、教育委員活動費の増、育英基金繰出金の増、学校施設維持管理費の増、遺跡発掘事業費の減、クロカンコース維持管理費の増などがあります。

国民健康保険特別会計では、繰上充用金の確定による補正。

介護保険特別会計では、要介護認定に関するシステム改修に伴う補正であります。

簡易水道特別会計では、公設消火栓設置工事による補正。

下水道事業特別会計では、公共枿移転工事による補正であります。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（高橋隆明）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（村山詳吾）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

13 番、恩田稔議員。

（13 番）恩田 稔

マウンテンパーク津南の雪上車について、二、三お聞きしたいと思います。先ほど、県との調整といったお話が出ましたけれども、この財源について、豊かで快適な雪国づくり推進事業、この事業というのは、ほかにはどんなものに充てられる事業なのか、まずお願いいたします。

それから、維持管理、これについては、どの課が責任を持ってやるのか、担当課をお願いいたします。

それから、確か平成 26 年だと思うのですが、その時もこの雪上車を購入したわけですが、今回と同じような理由だったと思います。その時が確か 2,900 万円くらいだったと思います。今回、3,500 万円なのですから、前よりも大きいのか、あるいは、単に同じなのだけれども高くなったのか、お願いいたします。

議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（村山詳吾）

まず、1 番目のこの補助事業の中身でございます。いろいろなメニューはあるので

すけれども、このようなクロスカントリーコース整備等についての工事費も含まれますし、圧雪車、物品の購入等も事業対象になります。あと、雪上の遊びの場に要する遊具、圧雪車、備品購入等、あと、雪のイベント用に関する工事費等が該当になるようになります。

維持管理につきましては、地域振興課で対応するようなかたちで考えております。

最後の平成 26 年に導入したものの価格差なのですけれども、仕様は前回のものと同じなのですけれども、値上がりしたということです。見積りを取ったなかで、鉄鋼材等が値上がりしている関係でこのような見積もりとなっております。

以上です。

議長（草津 進）

13 番、恩田稔議員。

（13 番）恩田 稔

現場のほうとすれば、いつ壊れるか分からないといったようなものを持っているよりも、新しいものを用意できるのが当然そうだと思うのですけれども、一般営業していないそういった施設に 3,000 万円という大変高い機械を本当に 2 台も。たまたま両方とも同じような時期に買って古くなったので、こんなふうになったのかもしれないけれども。これからニュー・グリーンピア津南のほうも今度は町の指定管理ということで、全体的に考えなくてはいけないのかなというところもあるのですが、この前の説明の中にも、(有)イングリッシュアドベンチャーの雪を使った体験活動、小学校のアルペン、そういったところで 2 台必要なのだと思うのですけれども、そのほかにクロスカントリーの大会、そういったものもその理由の中にありました。これが本当に一冬で本当に絶対に 2 台なくては駄目だというのがどれくらいのものなのか、ちょっと私は分からないのですけれども、例えば、大会だったらリースとかそういったことというのも何か考えられないものなのか、いかがでしょうか。

議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（村山詳吾）

当然、アルペン用のゲレンデも整備してございますし、クロスカントリー用も整備してございます。古い機械につきましては、もう坂を上る力がなくなったということで、もう長く使って修理修理と重ねてきたのですけれども、いかんせんもう力がなくなったということで、今回購入させていただきたいと思います。スキー授業で 1 月、2 月は、当然毎日のように雪が降ったらゲレンデ整備、クロスカントリーコースの整備も必要になりますので、今 2 台体制でやっているなかで、非常にそれでもなかなか大変な部分もございましたので、今回また新しいものを入れさせていただきたいということで考えております。リース事業につきましては、リースできる物件がないというお話もありますので、なかなか難しいのかなということでございます。

以上です。

議長（草津 進）

13 番、恩田稔議員。

（13 番）恩田 稔

分かりました。それはそれで反対するつもりはないのですが、ただ、維持管理について、何回か出たと思うのですが、維持管理がきちんとされていないのではないかとといったような指摘も確かあったと思うのです。ここら辺について、どんなふうなかたちが一番良いのか、私は専門家ではありませんけれども、きちんとした管理を地域振興課で責任持ってやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（草津 進）

12 番、吉野徹議員。

（12 番）吉野 徹

先ほど、総務課長より説明があったのですが、その点について教えてください。基本的なことなのでありますけれども、8 ページの一般会計です。今も恩田議員から話がありました(有)イングリッシュアドベンチャーの機械の購入につきまして、県のほうから 1,200 万円、地方債が 2,310 万円ですか。それから、その他のほうの説明であった町の持ち出しが 333 万 9,000 円でしょうか。このその他の部分につきまして、総務課長から毎回説明の時は、これは繰入金と基金からですよという説明をいただくのですが、総金額の 532 万 4,000 円がありまして、この繰入金というのはい体何でしょうか。その辺につきまして教えてください。

それから、ページで言いますと 12 ページの、これも先ほど総務課長から説明をいただきました。基幹統計調査費ということでありまして、総額に動きはないのですが、中の組替えあったということで説明をいただきました。こういったものは、この補正予算書に載ってくるのでしょうか。その点について、基本的なことなのですが教えてください。

それから、今ほど地域振興課長のほうから説明があったのですが、これはこの場で言うべきことではないと思うのですが、大変修繕費が上がってきたり、機械の購入費が上がってくると、修繕費が上がるたびに地方債が増えているということでありまして、もちろん町の一般財源から出す金額は分かっておりますし、大変毎年毎年地方債が増えているということでありまして、桑原町長は、この地方債についてどのように考えているのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

吉野議員にお答えします。1点目の御質問の特定財源のその他の基金繰入金の部分でございますけれども、これにつきましては、10ページのふるさと支援町づくり基金の繰入金がその他にも含まれております。

統計調査費の予算の組替え、補正に載せるべきものかというお話なのかと思うのですが、当然載せないとそれぞれの節から支出することができませんので、載せさせていただいているものでございます。

議長（草津 進）

町長。

町長（桑原 悠）

地方債についてのお尋ねですが、私も日々、この地方債の額についてはチェックし、意識しております。将来負担比率がこれ以上上がることはないようにしっかりとチェックしてまいりたいと思っています。

議長（草津 進）

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

10ページの歳入の雑入の所にコミュニティ助成というのがあって、これは中子のお神輿の助成という話ですが、このコミュニティというのはどういう条件が。これは、県か何かの満額補助金みたいなのですけれど、どういう条件があれば、こういうものを使えるのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

これは、国県ではなくて、一般財団法人自治総合センターの助成事業でございます。宝くじが原資となっているものでございます。事業主体等も決まっております。一般コミュニティ助成事業につきましては、市区町村又は市区町村が認めるコミュニティ組織が事業の実施主体となっております。今回、中子集落というコミュニティ組織ということで、こちらの支援をいただいたものでございます。これの対象事業につきましては、コミュニティ活動の活性化につながるコミュニティ活動に直接必要な施設の整備ということで、主な事業例を挙げますと、お祭り用品の整備とか、集会施設の備品整備、津南では、小型除雪機もこちらのほうで活用させていただいておりますけれども、公園の整備等が事業例として挙げられております。

議長（草津 進）

1 番、半戸義昭議員。

（1 番）半戸義昭

教育委員会に一つお聞きしたいのですが、中学校費、学校管理費に、先ほどブロック塀が危険だということで、仮設バリケードというお話だったかと思うのですが、地震等はいつ来るか分からないわけでございます。危険な所をいつまでも放置しておくというわけにはいかないと思うのですが、取りあえずこの仮設バリケード、どれくらいの期間にして、安全のための処置というものはどのようにお考えか、お聞きしたいのです。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

今、中学校のプール授業の期間中は設置したいと考えております。やはり早急にといいですか、なるべく早い時期に撤去は必要だと考えておりますが、当然のことながら多額の費用が見込まれるというところでございます。今後、撤去したあと、どういうふうな設置方法にしたらいいのか、補助金はないのか、財源はどうしたらいいのか、様々なところを検討しながら早急に進めてまいりたいと考えております。

議長（草津 進）

1 番、半戸義昭議員。

（1 番）半戸義昭

先ほど申し上げましたように、地震などはいつ来るか分かりませんので、今ほど教育次長がおっしゃいましたように、なるべく早急に処置をお願いしたいと思います。以上です。

議長（草津 進）

3 番、石田タマエ議員。

（3 番）石田タマエ

2 点ほどお伺いします。

税務町民課長にお伺いしたいのですが、先ほど、町税費で県町民税の還付金が 770 万円ほどという報告をいただいたのですが、これは県町民税で見込み納税が多すぎたということだったのですが、これに対する町内の所得がどのくらい減ったのか、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

それからもう 1 点、教育次長にお伺いしたいのですが、私がよく聞き取れなかったかと思うのですが、臨床心理士によるウイスク検査でしょうか。これは何が目的で何

を求めるものなのか、教えてください。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

石田議員の御質問で所得に影響という部分でございますが、これは、一昨年課税された額の大体半分くらいがその次の年の、いわゆる平成 27 年度に掛かってきたものの半分以上を平成 28 年度に仮に納めるというかたちになっているので、それがどのくらいの所得に影響したというのは、計算はなかなかできないのかなという感じはしております。前年度にいっぱい納めすぎたけど、今年清算したら減ってしまったので、その分返してくださいというような感覚で見てもらえばいいかと思っております。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

ウイスク検査といたしまして、要は、子どもの知能を図る検査でございます。その子どもに備わる、例えば判断力だとか、思考力だとか、問題を処理する力だとか、いろいろな力の項目がございまして、その力の度合いを見て総合的に判定する検査になっていきます。

議長（草津 進）

3 番、石田タマエ議員。

（3 番）石田タマエ

税務町民課長に伺いますが、そうしますと、これは単純に町内の所得が一昨年度よりも落ちたというふうに考えていいのでしょうか。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（高橋隆明）

今回の減額する部分につきましては、法人税割の部分でございまして、それが津南全体の所得に与える影響という部分からすると、限定的というか、何と言ったらいいのでしょうか、これによって所得が減るというような感じにはなってはいないと思っております。一企業に対しての清算なので、それが住民の所得に影響にするというのはほとんどないのかなという感じはしております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

2 点だけ、お願いします。

今ほど、半戸議員が中学校のプールの脇のブロックのことをお話しましたけれど、私もそれをすごく心配しているのですが、仮設バリケードというのは、どういうふうになっているのか。見に行けばいいのですが、今の状況をお聞かせいただきたいです。

もう 1 点は、その下の通信運搬費ですけれど、インターネット回線をつないだということなのですが、公民館ですから文化センターですよね。これは町民の方も、例えば図書室で使うとか、そういうことが可能になるのでしょうか。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

1 点目のバリケードなのですけれども、言葉で説明するのはなかなか難しく、よく工事現場で、ここからここは入らないでくださいというふうな、三脚に単管パイプを付けて、要は、単管パイプがバリケードになって、そこから奥に入れないというふうな代物でございます。壁の高さが 1.6m ほどあったものですから、その壁が倒れた部分の所に入らないようなバリケードの設置を今しております。よろしかったら現地を御覧いただければと思います。

それから、2 点目の通信運搬費なのですけれども、これは図書室のシステムに関して、平成 30 年度にシステムの更新をしました。更新をすることによって、バージョンアップをしたのです。そうしましたら、今まで町の回線と一緒に乗っかって行っておったのですけれども、どうもそのバージョンアップした関係ですごく処理能力が遅くなったのです。例えば、本を借りに来た人がその手続をするにも非常に時間が掛かり、現場が非常に混乱するというので、町の回線とは別に 1 回線引いてスムーズな処理ができるようにするというのでございます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

中学校のバリケードなのですが、結局は、プールで泳いでいる子どもたちのブロックがみんな覆われたということではないということですよ。現実には、授業をしている子どもたちの周りのブロックはそのままになっているということですよ。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（上村栄一）

今現在、そのままでございます。プールの端からブロック塀まで片方は 2.5m、片方は 3.5m の隙間がありますので、そこの合間にバリケードを設置して、要は、壁が倒れても支障がないような空間になっております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議案第 46 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 46 号について採決いたします。

議案第 46 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 47 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 47 号について採決いたします。

議案第 47 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 48 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 48 号について採決いたします。

議案第 48 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 49 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 49 号について採決いたします。

議案第 49 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 50 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 50 号について採決いたします。

議案第 50 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

請願第 2 号 「中条第二病院・老健きたはら」の存続を求める意見書及び要請書の提出の請願

議長（草津 進）

請願第 2 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

それでは、請願第 2 号について御説明いたします。去る 7 月 9 日、「地域医療を守る住民の会」代表世話人大嶋育未様ほか 2 名及び紹介議員 2 名より草津議長宛てに『中条第二病院・老健きたはら』の存続を求める意見書及び要請書の提出の請願」を受理いたしました。本請願につきましては、皆様方に事前に配布してあるとおりでありますけれども、その主旨について若干説明したいと思います。「魚沼・十日町圏域では、病院の閉鎖や縮小が相次いでいるなか、昨年 12 月に中条第二病院の建設計画が再延伸し、老健きたはらを譲渡又は閉鎖するとの新聞報道がありました。このことを受け、患者や家族、地域振興会の方と相談し、急きょ『地域医療を守る住民の会』を立ち上げ、今年 1 月から中条第二病院と老健きたはらの存続を求める署名活動を行い、署名は現在 3 万 6,000 筆を超え、更に県内に広がっております。御参考に、津南町には 6 月 1 日だと思いますけれども、元津南町長上村憲司様に 3 万 2,000 筆の段階で、この署名を提出しております。老健きたはらでは、施設長であった医師が 5 月末で退職し、譲渡先が決まらないなか、早期閉鎖が取り沙汰されております。行き場のない利用者や家族、そして、施設関係者は困惑している状況です。地域で安心して暮らし、住民の命を守る病院の存続を求める意見書を新潟県に、また、要請書を厚生連に提出していただくことを請願いたします。」ということでございます。請願事項としては、「1. 地域で安心して暮らすには、命を守る病院はなくてはならないものです。3 万 5,000 筆を超える署名に寄せられた住民の思いを受け止め、本請願の議会採択をお願いしたい。2. 中条第二病院と老健きたはらの存続を求める意見書を新潟県に、3. 要請書を厚生連に提出していただき」という請願の内容でございます。以上のことから、本請願については、議長より当総文福祉常任委員会に付託を受けました。

次に、委員会の審査は、7 月 18 日に行いました。委員会での審査の結果を御報告いたします。委員会の意見では、賛成意見として「津南町でも認知症をはじめ精神科治

療で大勢の人が本病院を利用しているため必要である。」、「魚沼圏域では基幹病院があるが、急性期だけで、本病院は最後の砦が必要だ。」、「津南町の猟友会の銃の更新使用認定も本病院で行っている。」、「なくなったら長岡までいかななくてはならないので、大変不便となる。」というような賛成意見がありました。慎重派意見として、「津南町として補助金を出しています。未来永劫出し続けるのは、これから考えていかなければならない。」というような御意見がありました。最終的に採決を行いまして、賛成多数で総文福祉常任委員会では、本請願を採択といたしました。議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第2号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第2号について、採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

請願第2号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立12名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日 程 第 13

発議案第4号 「中条第二病院」の存続を求める意見書及び要請書の提出について

議長（草津 進）

発議案第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

それでは、発議案第4号について意見書の提出等をお願いいたしたいと思っております。

先ほどは、請願について採択いただき、大変ありがとうございました。引き続き、先ほど説明しましたように意見書と要請書を提出したいと思っておりますが、委員会で検討した結果、ただ今、採択いただきました請願について、老健きたはらという施設を除いて、「中条第二病院の存続を求める意見書の提出」というかたちにさせていただきました。理由は、老健きたはらは、今、暫定期間で老健として運営していること、二つ目は、同じく老健の譲渡先をまだ探しているということ、三つ目は、老健から特養の転換の可能性もあること、以上の理由から、意見書及び要請書には、老健きたはらを除き、中条第二病院の存続のみといたしましたので、御賛同をお願いしたいと思います。意見書の提出につきましては、これも配布されてあると思っておりますけれども、趣旨は請

願と同様のことでございます。意見書は、新潟県知事花角英世様に提出したいと考えています。それから、要請書の提出につきましては、これは地方自治法 99 条外でございますので要請書というかたちで、内容については同等で、新潟県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会会長今井長司様、新潟県厚生農業協同組合連合会代表理事長菊池正緒様、このお二方に要請書としてお出ししたいと思いますので、議員の皆様の御賛同をお願いします。

以上です。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第 4 号について採決いたします。

発議案第 4 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 12 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、発議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願

議長（草津 進）

請願第 3 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

請願について御説明いたします。

去る 7 月 9 日、新潟県教職員組合魚沼支部の執行委員長宗村賢一様及び紹介議員 2 名により、草津議会議長宛てに「30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願書」を受理いたしました。本請願については、事前に配布してあるとおりでありますけれども、毎年出ていますので若干説明したいと思います。「子どもたちが大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、地域住民、教育者共通の願いであります。そのためには、小中学校の全学年で 30 人以下学級実現のために教育条件の整備と予算確保が必要であります。日本は OECD 諸国に比べ、1 学級当たり児童生徒数や教員 1 人当たりの生徒数が多くなっているにもかかわらず、10 年以上にわたり教職員定数改善計画ができない状況が続いています。また、平成 18 年には、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政の圧迫、教育条件格差

も生じています。自治体が安定的に教職員を配置するため、国段階での定数改善計画の策定と実行が必要であります。」というような趣旨でございます。請願事項につきましては、「1. 少人数学級を推進することと、その際の学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため 30 人以下とすること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を 2 分の 1 に戻していただきたい。」ということが請願でございます。

続いて、7 月 18 日に行いました委員会による審査を報告いたします。賛成意見として「やはり教員が目が届くのは、30 人以下であるとのことから賛成である。」、「教育環境は良くなってきているが、更に良くすることには賛成である。」、「毎年採択をしております、問題なく賛成である。」、「地方の財源が厳しいなか、教育の国庫負担は拡充する必要がある。」等の賛成意見がありました。最終的に採決を行いました。これは全員賛成で、本請願は総文福祉常任委員会では、採択といたしました。

よろしく申し上げます。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第 3 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第 3 号について、採決いたします。

請願第 3 号に対する委員長報告は、採択です。

請願第 3 号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第 3 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日 程 第 15

発議案第 5 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第 5 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

それでは、発議案第 5 号の意見書の提出に関してお願いしたいと思います。

意見書の内容については、先ほど読み上げました請願の内容とほぼ同一でございます。提出先につきましては、内閣総理大臣安倍晋三様、内閣官房長官菅義偉様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣林芳正様、総務大臣野田聖子様、この 5 名の方に意見書

を提出したいと思いますので、議員の皆様の賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

日 程 第 16 議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のと通りの閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

第2回定例会閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。西日本各地の豪雨災害、まだ冷めやまぬ今日、今度は災害級の酷暑、猛暑が全国各地を襲っております。町民の皆様におかれましては、熱中症予防に最大限努めていただきますよう、改めまして声を大にいたすものです。

さて、今議会、私の就任に伴う質問が多かったわけですが、今後、一つ一つ町として実績を積み重ねてまいりたく、議会の皆様から御指導賜りますようお願い申し上げます。職員にも申し上げましたが、人口減少、高齢化に怯えることなく、変化を恐れず、明瞭闊達な町政を推進してまいりたいと考えております。朝が来ない夜はない。そのままこれを続ければ、必ず光は指してくると考えております。

最後になりましたが、日差しが強うございます。各方面でこれから影響が考えられます。議員各位におかれましては、各情報をお寄せいただきますようお願い申し上げ、また、加えて、明日から津南まつりをはじめとする夏のイベントが始まりますが、議員各位の皆様方から様々な立場で御協力いただきましたことを大変恐縮しておりますとともに、引き続きの御協力を切にお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。今議会、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成30年第2回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後0時00分）—